

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 6 | 老人福祉に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米沢市は老人福祉事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

米沢市長

公表日

令和7年7月3日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 老人福祉に関する事務 |
| ②事務の概要 | 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づき、福祉の措置又は費用の徴収に関する事務である。 <ul style="list-style-type: none">・福祉の措置の実施・措置に要する費用の支弁・措置に要する費用の徴収・措置に関する調査の囑託及び報告の請求に関する事務 |
| ③システムの名称 | (1)施設入所システム(一部、文書作成ソフト及び表計算ソフト) (2)団体内統合利用番号連携サーバ (3)中間サーバ |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 老人福祉情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) <ul style="list-style-type: none">・第9条第1項・別表の61の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86、87の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部高齢福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 高齢福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 総務部総務課 行政担当 電話番号0238-22-5111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 健康福祉部高齢福祉課 高齢者福祉担当 電話番号0238-22-5111 |

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | [1,000人未満(任意実施)] 令和6年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | [500人未満] 令和6年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
| | [発生なし] |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|------------------------|
| 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、老人福祉に関する事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | |

| 9. 監査 | |
|--|---|
| 実施の有無 | <input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | |
| 従業員に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <input type="checkbox"/> 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 米沢市市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------------------|---|---|------|-----------|
| 令和1年6月24日 | I. 5. ②所属長の役職名 | 高齢福祉課長 金田 恵子 | 高齢福祉課長 | 事後 | |
| 令和1年6月24日 | IV リスク対策 | | 様式変更による記載 | 事後 | |
| 令和3年12月24日 | I. 4. ②法令上の根拠 (1) | (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・ 第19条第7号 (情報照会の根拠) 別表第二の61、62の項 | (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・ 第19条第8号 (情報照会の根拠) 別表第二の61、62の項 | 事後 | |
| 令和3年12月24日 | I. 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先 | 郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 健康福祉部高齢福祉課 高齢者福祉係 電話番号0238-22-5111 | 郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 健康福祉部高齢福祉課 高齢者福祉担当 電話番号0238-22-5111 | 事後 | |
| 令和6年9月20日 | I. 3 法令上の根拠 | (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・ 第9条第1項 ・ 別表第一の41の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 ・ 第32条 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・ 第9条第1項 ・ 別表の61の項 | 事後 | |
| 令和6年9月20日 | I. 4. ② 法令上の根拠 | (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・ 第19条第8号 (情報照会の根拠) 別表第二の61、62の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠) 第32条、第33条 | 番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86、87の項 | 事後 | |
| 令和6年9月20日 | II. 1 いつ時点の計数か | 平成31年1月1日時点 | 2024/4/1 | 事後 | |
| 令和6年9月20日 | II. 2 いつ時点の計数か | 平成31年1月1日時点 | 2024/4/1 | 事後 | |
| 令和7年7月3日 | IV. 8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | | 十分である | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|-----------------------------------|--------|--|------|-----------|
| 令和7年7月3日 | IV.8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠 | | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、老人福祉に関する事務では特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる | 事前 | |
| 令和7年7月3日 | IV.11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | | 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 | 事前 | |
| 令和7年7月3日 | IV.11. 当該対策は十分か【再掲】 | | 十分である | 事前 | |
| 令和7年7月3日 | IV.11. 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠 | | 米沢市市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | 事前 | |